



まきび通信

校訓：夢へ みんなで まっすぐに

岡山県立倉敷まきび支援学校

学校だより

令和6年度12月号



【事業所参観日（卒業後に向けて）】

11月5日（就労系）、12月3日（福祉系）と事業所説明会が行われました。高等部の実習先や卒業後の就労先等の企業の方々、福祉施設等の事業所の方々が対象です。本校の高等部生徒の作業学習や専門教科の様子や、環境整備、支援の仕方等を参観し、本校について理解を深めていただくとともに、学校と事業所と両方にとって、スムーズな移行ができるよう、卒業後に課題になること、在学中に身に付けてほしいこと等について意見交換をしました。就労系の事業所参観日では、「一働きやすい職場づくりをめざして一清掃現場での取組」と題して、星光ビル管理株式会社 岡山営業所のビル清掃マネージャー 橋本智子氏からご講演をいただき、職場の課題を解決しながら、働きやすい職場に向けて取り組まれていることについてお話を聞きました。企業の方々が、大変熱心に聞いてくださっているのが印象的で、このような機会を経て、障害者雇用が様々な企業で進むように思っております。また、福祉系では、在学中に身に付けてほしいこととして、「挨拶」「身だしなみ」「余暇を過ごすこと」等が出ました。挨拶は、「とてもよく頑張っていますね。」とお褒めの言葉をいただきました。「身だしなみ」は着替えて終わりではなく、鏡を見て整えることの意識をもつことや習慣化してほしいことを多くの方が言われていました。学校でも、そして、ご家庭でも、「小さい頃から、こつこつと」積み重ねていきたいことだと思いました。また、とても大切だと感じたことは、一人一人の得意なことや苦手なこと、「こうしたらいいよ」ということをしっかり伝えてほしいということです。ご家庭とも協力しながら、どういうことに興味をもっているのか、どのように環境を整えたり支援をしたりしたら少しでも課題を解決することができるのかを見つけて、卒業後の社会に送り出すことができればと考えています。（副校長 中園 陽子）

まきび文化祭

11月27日（水）にまきび文化祭が開催されました。

スローガン

「みんなでつくろう きらきら輝く文化祭 2024」



児童生徒はこのスローガンの下、ステージ発表、販売、実演、展示で力を発揮しました。その中でたくさんの「きらきら輝く」姿が見られたのではないのでしょうか。大勢の人の前で日頃の学習の成果を発表し、温かい拍手やエールをいただいたことで、児童生徒の達成感につながりました。たくさんの応援をいただき、ありがとうございました。（主幹教諭 恩村 雅美）



年末・年始の

交通事故防止県民運動

5つの重点



入ろう
自転車保険

かぶろう
自転車
ヘルメット

重点1

飲酒運転の根絶

- 自転車も含め、飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない!みんな
で飲酒運転を根絶しましょう。

4
しない

- ①酒を飲んだら運転しない。
- ②運転するなら酒は飲まない。
- ③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、
認めたりしない。

3
させない

- ①酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ②酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③運転する人には、酒はすすめない。

- 「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備されました。



重点4

信号機のない横断歩道における 歩行者優先等の徹底

- 運転者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、車両
は一時停止しなければなりません。
- 道路標識や予告標示(ダイマール)に注意して走行しま
しょう。

- 歩行者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろう
とする気持ちを明確に伝えましょう。

しっかり手を上げて
左右確認も忘れずに!



重点2

夕暮れ時・夜間等における 交通事故防止と スピードダウンの励行

- 自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- 対向車や先行車がないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- 歩行者や自転車は、明るい目立つ色の衣服で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。
- スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭った
ときの被害を軽減することができます。
- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況
に応じた速度で運転しましょう。
- カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



安全運転で
無事故!

ライトは
午後4時から!



重点3

高齢者の交通事故防止

- 道路を歩くときは次のことを守りましょう。

- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 横断中も左右の安全確認をしましょう。
- 斜め横断、車両の直前直後の横断、
横断禁止場所の横断はやめましょう。



重点5

運転中のスマートフォン等 使用禁止の徹底

- 自転車も含め、運転中にスマートフォンや携帯電話を手に
持ったの通話や画面注視といった「ながら運転」をしてはい
けません。
- 「ながら運転」は重大な事故の原因となるため、やめましょう。
- 令和6年11月1日から道路
交通法の一部が改正され、
自転車の運行中における
携帯電話使用等のいわゆ
る「ながら運転」の罰則規
定が整備されました。

